

公益財団法人佐賀県市町村振興協会基金貸付細則

平成24年2月16日
細則第2号
改正 平成24年5月1日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会サマージャンボ基金積立運用規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、公益財団法人佐賀県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、規程第2条に定める基金をもって市町、一部事務組合及び広域連合（以下「市町等」という。）に対して資金を貸し付ける場合の条件、手続きその他必要事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付は、貸付対象事業に係る地方債の同意、許可又は届出（以下「同意等」という。）を受けている市町等に対する一会計年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金として市町等に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること
 - (2) 事業の計画が適切であること
 - (3) 財務の経理が明確であること
- 2 長期貸付にあつては、地方債の届け出、同意等なされているか、また、当該年度において地方債の届出、同意等がなされることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町に対する短期貸付（協会の当該年度の事業計画額の範囲内で、1市町ごとに1億円を上限とする。）は、

無利子とする。

- (1) 貸付利率は、国の財政融資資金貸付金利を勘案し、理事長が別に定める。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては5年（うち据置期間1年）、10年（うち据置期間2年）、12年（うち据置期間2年）、15年（うち据置期間3年）又は20年（うち据置期間4年）とし短期貸付にあつては同一会計年度内とする。
- (3) 償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還又は半年賦元利均等償還の方法、短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に振り込むものとする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又様式第4号）
- (3) 起債計画書写

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町等に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第8条 協会は、借入の申込を受けたときは、この細則に定める貸付要件を具備しているかを審査し、貸付の可否及び貸付額を決定の上、貸付を行うことを決定した市町等に対し、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町等に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町等は、前条の借用証書に次に掲げる書類を添えて、貸付期日の2週間前までに、協会に提出するものとし、協会はこれと引き換えに資金を送付するものとする。

- (1) 長期貸付にあつては起債許可書写、短期貸付にあつては一時借入金現在額調（様式第7号）
- (2) その他協会が必要と認める書類

2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては、償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町等に送付するものとする。

(貸付金の償還)

第10条 協会は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号又は様式第10号）を当該市町等に送付するものとする。

2 市町等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込まなければならない。

（報告及び調査）

第11条 資金の貸付を受けた市町等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号に該当する場合には、その都度速やかに協会に報告しなければならない。

(1) 市町等の名称を変更した場合

(2) 地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承が生じた場合

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 協会は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該市町等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

（繰上償還）

第12条 協会は、資金の貸付を受けた市町等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 前項の場合においては、協会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町等に対し、繰上償還通知書（様式第11号）を送付するものとする。

第13条 市町等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、繰上償還申請書（様式第12号）を協会に提出しなければならない。

2 協会は、市町等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の10日前までに、繰上償還通知書（様式第11号）を送付し、繰上償還させないことを決定した市町等に対しては、その旨通知するものとする。

3 前項に規定する繰上償還の場合における元利金の償還期日は協会が指定する。

（繰上償還に伴う償還元利金の払込み）

第14条 市町等は、第12条又は前条第2項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 協会は、長期貸付金の一部の繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町等に送付するものとする。

(補則)

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関して必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公益財団法人佐賀県市町村振興協会資金貸付対象事業

<p>規程 第四 条第 一項 第一 号の 事業</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p> <p>(3) その他理事長が必要と認めた災害に関連する事業</p>
<p>規程 第四 条第 一項 第二 号の 事業</p>	<p>(1) 消防用自動車、自然災害防止施設等消防、防災に資するための事業</p> <p>(2) 民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業</p> <p>(3) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(4) 体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業</p> <p>(8) 上記のほか理事長が緊急に整備を要すると認める施設等の整備事業</p>